

○厚生労働省令第百十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

令和五年九月十九日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 盛山 正仁

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇三十一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>三十二〇八十七 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>八十八〇百八 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>百九〇二百七十 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二百七十一〇三百二十八 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇三十一 (略)</p> <p>三十二 N―(一)アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―ニ―イル)―一―ブチル―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>三十三〇八十八 (略)</p> <p>八十九 二―(四)エトキシベンジル)―五―ニトロ―一―二―(ピロリジン―一―イル)エチル)ベンズイミダゾール及びその塩類</p> <p>九十〇百十 (略)</p> <p>百一 一―(二)ジエチルアミノ)エチル―二―(四)エトキシベンジル)ベンズイミダゾール及びその塩類</p> <p>百二 一―(二)ジエチルアミノ)エチル―五―ニトロ―二―(四)プロポキシベンジル)ベンズイミダゾール及びその塩類</p> <p>百三〇二百七十四 (略)</p> <p>二百七十五 四―メチル―一―フェニル―二―(ピロリジン―一―イル)ペンタン―一―オン及びその塩類</p> <p>二百七十六 一―(二)メチル―四―(三)フェニルプロパ―二―エン―一―イル)ピペラジン―一―イル)ブタン―一―オン及びその塩類</p> <p>二百七十七〇三百三十四 (略)</p>

附 則

- 1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十七号）の施行の日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。